

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-補-E-01-0100-2_改1
提出年月日	2021年10月28日

補足-100-2 技術基準規則と工事計画認可申請書の添付書類との紐
付き表

本資料は、技術基準規則に規定される各条文の要求事項と添付書類との関連性と、その適合性の説明に必要な添付書類を「技術基準規則と工事計画認可申請書の添付書類との紐付き表」として整理したものである。

技術基準規則と工事計画認可申請書の添付書類との紐付き表 (DB)

技術基準規則の基本条文	設置基準 の適用	設備の設置	適合確認 の要
第43条 電気設備	×	×	×
第44条 電子情報伝送設備	○	○	○
第45条 特定電線設備	○	○	○
第46条 緊急時対策用	○	○	○
第47条 警報装置等	○	○	○
第48条 共用	○	○	○

技術基準規則の適用が変更に対して抽出した設備について、基本条への適合性を確認する。

設置許可における設置基準を工事計画に記述する取扱いとして取扱いするものとする。設置許可の取扱いの許可との関係に関する取扱いを「」にて説明する。

各技術基準規則について適合性を説明する添付書類 (DB)										
第43条	電気設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第44条	電子情報伝送設備	設置が記載されていない。設置基準の適用を明示した設備及び取付箇所に関する説明書	機器等の設置を明示した設備及び取付箇所	無線電波の伝送に関する取付箇所	電子情報伝送設備の設計条件に関する取付箇所	—	—	—	—	—
第45条	特定電線設備	設置が記載されていない	設置が記載されていない	設置が記載されていない	設置が記載されていない	設置が記載されていない	設置が記載されていない	設置が記載されていない	設置が記載されていない	設置が記載されていない
第46条	緊急時対策用	設置が記載されていない。非常時の取付箇所を明示した設備及び取付箇所に関する説明書	設置が記載されていない。非常時の取付箇所を明示した設備及び取付箇所に関する説明書	設置が記載されていない。非常時の取付箇所を明示した設備及び取付箇所に関する説明書	設置が記載されていない。非常時の取付箇所を明示した設備及び取付箇所に関する説明書	設置が記載されていない。非常時の取付箇所を明示した設備及び取付箇所に関する説明書	設置が記載されていない。非常時の取付箇所を明示した設備及び取付箇所に関する説明書	設置が記載されていない。非常時の取付箇所を明示した設備及び取付箇所に関する説明書	設置が記載されていない。非常時の取付箇所を明示した設備及び取付箇所に関する説明書	設置が記載されていない。非常時の取付箇所を明示した設備及び取付箇所に関する説明書
第47条	警報装置等	設置が記載されていない。非常時の取付箇所を明示した設備及び取付箇所に関する説明書	設置が記載されていない。非常時の取付箇所を明示した設備及び取付箇所に関する説明書	設置が記載されていない。非常時の取付箇所を明示した設備及び取付箇所に関する説明書	設置が記載されていない。非常時の取付箇所を明示した設備及び取付箇所に関する説明書	設置が記載されていない。非常時の取付箇所を明示した設備及び取付箇所に関する説明書	設置が記載されていない。非常時の取付箇所を明示した設備及び取付箇所に関する説明書	設置が記載されていない。非常時の取付箇所を明示した設備及び取付箇所に関する説明書	設置が記載されていない。非常時の取付箇所を明示した設備及び取付箇所に関する説明書	設置が記載されていない。非常時の取付箇所を明示した設備及び取付箇所に関する説明書
第48条	共用	設置が記載されていない	設置が記載されていない	設置が記載されていない	設置が記載されていない	設置が記載されていない	設置が記載されていない	設置が記載されていない	設置が記載されていない	設置が記載されていない

設置及び工事に関する取扱いを「」にて説明する。

